

－日本年金機構－

届け書等の配送業務について(日本年金機構理事長宛)

節減できた配送に係る支払額(支出) 6674万円

1 届け書等の配送業務等の概要

(1) 事務センター及び年金事務所の業務の概要

日本年金機構は、各種年金の支給等に係る業務を行うため、16事務センター(平成31年3月末現在)及び312年金事務所を設置している。

そして、事務センターは、事業主又は被保険者等から提出された厚生年金保険、国民年金及び健康保険に関する各種の届け書や申請書等(届け書等)の審査等の業務を行うこととなっており、取り扱う届け書等の種類別に、グループが設けられている。また、年金事務所は、届け書等を事務センターに回付する業務等を行うこととなっている。

(2) 事務センター及び年金事務所における届け書等の業務処理の概要

年金事務所は、事業主又は被保険者等から窓口で届け書等の提出を受け付ける場合、記載内容や添付書類の点検・確認等を行い、事務センターに回付することとなっており、事務センターは、回付された届け書等を点検・確認等した後、届け書等に不備がある場合には、年金事務所に返戻することとなっている。

(3) 配送契約の概要

機構は、届け書等の回付等に係る配送業務を配送業者に委託しており、年金事務所から管轄している事務センターへ回付する届け書等及び事務センターから管内の年金事務所へ返戻する届け書等は、年金事務所又は事務センターの職員が配送用のケースに入れて配送業者に引き渡し、毎日決まった時間に、定期便により集荷され、配送されている。

届け書等の配送業務委託契約(配送契約)における定期便による輸送方法は、他の荷主の荷物と積み合わせて輸送する方法(積合せ輸送)と、配送車両を貸し切って輸送する方法(貸切り輸送)とがあり、積合せ輸送は配送する荷物1個当たりの単価契約、貸切り輸送は車両1台当たりの単価契約となっている。そして、機構本部は、事務センター及び年金事務所の所在する地域ごとに、積合せ輸送又は貸切り輸送による配送契約を配送業者と締結している。

2 本院の検査結果

29、30両年度における16事務センターと312年金事務所との間の配送について、機構本部が配送業者10会社と締結した配送契約計56件、契約額計8億7907万円(29、30両年度の配送に係る支払額計6億4947万円)を対象として検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 積合せ輸送において届け書等を1個のケースにまとめるなどせずに種類別にケースを分けるなどして発送していた事態

ア 年金事務所において届け書等の種類別にケースを分けて発送していた事態

仙台広域、高崎広域及び福岡広域の3事務センター管内の計32年金事務所は、事務センターに回付する届け書等について、年金給付関係の届け書等とそれ以外の届け書等の種類別にケースを分けて発送していた。

しかし、これらのケースについては、事務センター内の同じ場所に配送するものであり、届け書等の種類別にケースを分けて発送する必要はないことから、異なる種類の届け書等を1個のケースにまとめるなどして発送することとすれば、届け書等の量が少なく配送用のケースの容量に余裕がある場合には異なる種類の届け書等を入れることによって配送個数を少なくすることができたと認められる。

イ 事務センターにおいて配送先を集約していなかった事態

北海道、大阪広域及び兵庫の3事務センターは、届け書等の種類別に各グループがそれぞれ別

のフロアで業務を行っているため、機構本部は、ケースの配送先を、北海道事務センター内については4か所、大阪広域、兵庫両事務センター内についてはそれぞれ2か所とする配送契約を締結していた。そして、北海道、和歌山、兵庫両県内の計29年金事務所は、届け書等の種類別にケースを分けて事務センター内の各フロアに配送していた。

しかし、上記の3事務センター以外の12事務センターは、事務センター内の配送先を1か所に集約して、配送業者からケースを受領した後に、届け書等を各フロアに届けるなどの作業をしており、3事務センターにおいても、上記と同様の方法により、事務センター内の配送先を1か所に集約することが可能であることから、届け書等を1個のケースにまとめるなどしていれば、届け書等の量に応じて必要となる配送個数を少なくすることができたと認められる。

したがって、届け書等の種類別にケースを分けて発送していたア及びイの計6事務センターと計61年金事務所との間の配送契約計19件(29、30両年度の配送個数計341,600個、支払額計2億2875万円)について、年金事務所において届け書等を1個のケースにまとめるなどして発送し、事務センター内の配送先も1か所に集約したとして届け書等の量に応じて必要となる配送個数及び支払額を試算すると、計287,645個、計1億9416万円となることから、支払額を3459万円節減できたと認められる。

(2) 貸切り輸送において積合せ輸送により実施する方が低額となっていて経済的な輸送方法となっていない事態

機構本部は、東京広域事務センターと東京都、千葉、山梨両県内の38年金事務所との間並びに大阪広域事務センターと大阪府及び奈良県内の24年金事務所との間の定期便の配送については、配送個数が多く、積合せ輸送より貸切り輸送の方が安価であるなどとして、28年10月から令和元年6月までの間において貸切り輸送により実施する配送契約計8件を締結している。

しかし、東京広域事務センターは、(1)イの3事務センターと同様に、事務センター内の配送先を各フロアに分けていたが、配送先を3か所から2か所に集約することが可能であることから、届け書等を1個のケースにまとめるなどしていれば、配送個数を少なくすることができたと認められる。貸切り輸送により実施している上記の配送契約8件それぞれについて、事務センター内の配送先を集約したとして、平成29、30両年度の配送個数を算出するなどして積合せ輸送により配送した場合の支払額を試算すると、8件のうち6件の配送契約については、積合せ輸送による場合の支払額が貸切り輸送による支払額よりも低額となる。このうち直近の契約期間においては貸切り輸送による支払額の方が低額となるなどの2件を除いた東京広域事務センターと38年金事務所との間の4件の配送契約については、直近の契約期間においても積合せ輸送の方が貸切り輸送の支払額を下回っていることなどから、機構本部において、4件の配送契約の締結に当たり、事務センター内の配送先を集約するなどした上で、積合せ輸送により実施することとする配送契約を締結していれば、これら4件の契約に係る支払額は計7947万円となり、貸切り輸送による場合の支払額計1億1162万円との差額3215万円を節減できたと認められる。

3 本院が求める是正改善の処置

機構において、届け書等の配送個数を少なくするなどして配送に係る費用の節減を図るよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

ア 年金事務所に対して、事務センターに回付する届け書等について種類が異なっても1個のケースにまとめるなど少ない個数により発送するよう指示すること

イ 事務センターにおける配送業者からケースを受領した後の各フロアで行われている作業を見直すなどして、事務センター内の配送先を集約すること、また、これを踏まえて、貸切り輸送による場合の費用と積合せ輸送による場合の費用とを比較するなどの検討を行い、より経済的な輸送方法とすること